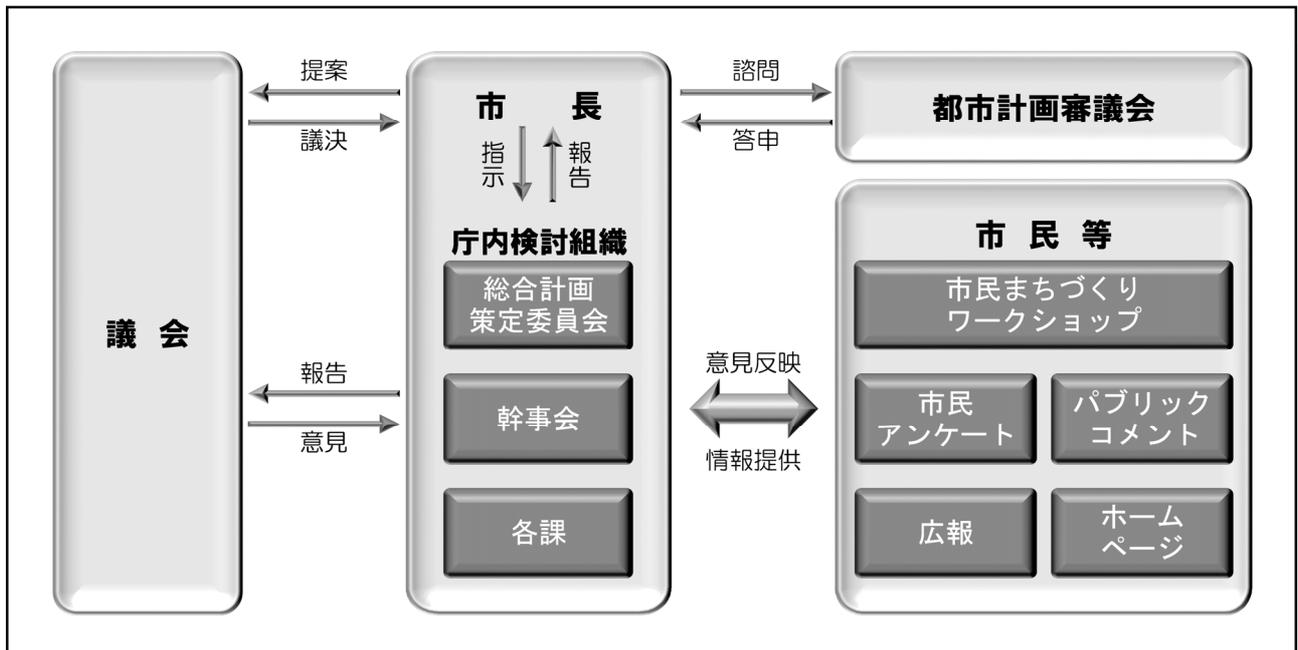


# 附属資料

1. 策定体制
2. 第4次総合計画策定経過
3. 市民まちづくりワークショップ委員名簿
4. 城陽市都市計画審議会委員名簿
5. 諮問書・答申書
6. 城陽市総合計画策定条例



# 1. 策定体制



## 2. 第4次総合計画策定経過

### ■平成27年度

月日	事案	内容
5月12日	城陽市総合計画策定委員会 (第1回)	○全体スケジュールについて
6月15日	総務常任委員会	○第4次城陽市総合計画の策定について
7月24日 ～8月7日	まちづくり市民アンケート	○第3次総合計画の評価及び第4次総合計画策定の基礎資料とするため、まちづくり市民アンケート（市民意識調査編、まちづくり指標編）を実施 [対象：20歳以上の市民2,000人] ・市民意識調査編[回収数：958人、回収率：47.9%] ・まちづくり指標編[回収数：953人、回収率：47.7%]
12月9日	市民まちづくりワークショップ (第1回)	○勉強会「城陽を考える」 (京都大学 大学院 人間・環境学研究所 小島教授) ○ワークショップ「城陽市の「強み」について」
1月12日	城陽市総合計画策定委員会 (第2回)	○市民まちづくりワークショップについて ○市民アンケート結果について
1月29日	市民まちづくりワークショップ (第2回)	○ワークショップ「10年後の城陽市の課題を考える」
2月19日	城陽市総合計画策定委員会 (第3回)	○第3次城陽市総合計画の総括等について ○第4次城陽市基本構想の検討について
2月26日	総務常任委員会	○まちづくり市民アンケートについて ○市民まちづくりワークショップについて ○第3次城陽市総合計画の総括について ○第4次城陽市総合計画策定に係る取り組みについて
2月29日	市民まちづくりワークショップ (第3回)	○ワークショップ「10年後の城陽市がめざすまちの姿及びまちづくりの目標について」
3月24日	市民まちづくりワークショップ (第4回)	○ワークショップ「城陽市を良くする100の提言について①」

### ■平成28年度

月日	事案	内容
4月15日	広報じょうよう特集号 (総合計画だより)	○第3次城陽市総合計画の総括について
4月22日	市民まちづくりワークショップ (第5回)	○ワークショップ「城陽市を良くする100の提言について②」
4月26日	城陽市総合計画策定委員会 (第4回)	○第4次城陽市総合計画 基本構想骨子案について ○政策・施策体系について
6月3日	城陽市総合計画策定委員会 (第5回)	○第4次城陽市総合計画 基本構想骨子案について
6月14日	総務常任委員会	○第4次城陽市総合計画 基本構想骨子案について
6月24日	市民まちづくりワークショップ (第6回)	○ワークショップ「市民・地域・行政の役割分担①」
7月8日	市民まちづくりワークショップ (第7回)	○ワークショップ「市民・地域・行政の役割分担②」

月日	事案	内容
8月2日	市民まちづくりワークショップ (第8回)	○第4次城陽市総合計画骨子案について ○講話「ワークショップを活かす 総合計画の10年に向けて」 (京都大学 大学院 人間・環境学研究科 小島教授) ○ワークショップのまとめ 「まちづくりへの意気込み、ワークショップの感想」
8月18日	城陽市総合計画策定委員会 (第6回)	○第4次城陽市総合計画骨子案について
8月20日 ～9月5日	まちづくり市民アンケート	○第4次城陽市総合計画のまちづくり指標現状値の把握のため、 まちづくり市民アンケートを実施 [対象：20歳以上の市民2,000人] [回収数：1,077人、回収率：53.9%]
9月9日	総務常任委員会	○第4次城陽市総合計画骨子案について
10月24日	第1回都市計画審議会 (諮問)	○市長から第4次城陽市基本構想素案について諮問 ○第4次城陽市総合計画策定の取り組みについて ○第4次城陽市総合計画の策定にあたって ○第4次城陽市総合計画基本構想素案について
11月1日	広報じょうよう特集号 (総合計画だより)	○第4次城陽市総合計画素案に対する意見募集（パブリックコメント）について
11月1日	第2回都市計画審議会	○第4次城陽市総合計画基本計画素案について
11月1日 ～11月21日	パブリックコメント	○ホームページ掲載、行政情報資料コーナー配架のほか、広報じょうよう特集号（11月1日号、4P）で第4次城陽市総合計画素案を掲載し、パブリックコメントを実施
12月2日	第3回都市計画審議会	○将来像について ○まちづくり指標について ○審議会意見及び市民意見に対する考え方について ○答申方法について
12月9日	答申、報告	○都市計画審議会会長から市長へ第4次城陽市基本構想素案について答申 ○都市計画審議会会長から市長へ審議経過における意見等について報告
12月22日	平成28年第4回城陽市議会 定例会	○議案「第4次城陽市基本構想を定めることについて」を提出
1月19日	第4次城陽市基本構想特別 委員会	○審査内容 Ⅰ. 城陽市の将来像 Ⅱ. まちづくりの目標 Ⅲ. 人口・土地利用 Ⅳ. 政策大綱 (1) “未来輝く”にぎわいと交流が生まれるまち (2) “生命(いのち)輝く”安心とふれあいがひろがるまち
1月27日	第4次城陽市基本構想特別 委員会	○審査内容 Ⅳ. 政策大綱 (3) “笑顔輝く”愛着と創造力を育むまち (4) “生活(くらし)輝く”自然と調和した快適なまち (5) まちの魅力発信・対話と協働でつくるまち (6) 健全経営で市民から信頼されるまち
2月13日	第4次城陽市基本構想特別 委員会	○審査内容 総括質疑 討論、採決
2月23日	平成29年第1回城陽市議会 定例会	○議案「第4次城陽市基本構想を定めることについて」を議決

### 3. 市民まちづくりワークショップ委員名簿

(順不同・敬称略)

区分	氏名	役職名等（任命時）
学識経験者	小島 泰雄	京都大学 大学院 人間・環境学研究科教授
各種団体代表	安井 清	城陽LPガス協会会長
	大野 和宣	城陽環境パートナーシップ会議会長
	長澤 とよ海	おりなす.キャンブ.城陽代表
	吉水 利明	城陽市コミュニティセンター運営委員会 南部コミュニティセンター運営委員会副会長
	山下 浩二	社会福祉法人 城陽市社会福祉協議会常務理事
	近藤 幸男	城陽市民生児童委員協議会福会長
	盛田 治	城陽市高齢者クラブ連合会会長
	窪田 忍	城陽市障がい者自立支援協議会委員
	鱒坂 智子	子育てサークル 城陽アトピー・アレルギーを考える会 いっぽいぽリーダー
	人見 章夫	城陽市体育協会副会長
	奥田 正行	城陽市文化協会会長
	楫谷 光子	城陽市青少年健全育成市民会議事務局次長
	筑紫 貴美	城陽市PTA連絡協議会会長
	城島 圭子	城陽市女性会本部役員
	塩田 昌代	一般社団法人 城陽青年会議所理事
	大久保 雅由	城陽市国際交流協会事務局長
	藤原 實	城陽市観光協会副会長
	西江 敏和	城陽商工会議所専務理事
	西村 公一	京都やましろ農業協同組合理事
公募市民	増田 功	—
	西村 恭子	—
	木下 晴夫	—
	堂口 悦二	—
	上岡 佑二	—

## 4. 城陽市都市計画審議会委員名簿

(平成28年10月現在、五十音順・敬称略)

区 分	氏 名
市の議会の推せんする議員	大西 吉文
	谷 直樹
学識経験を有する者	○ 大本 久美子
	谷 則男
	◎ 中川 一
	堀井 美郎
	横松 宗太
京都府の職員	仲久保 忠伴
	村尾 一也
市の住民	生駒 一憲
	川村 和久
	澤田 哲
	島本 憲司
	信吉 秀起
	水野 幸一
	森澤 博光
	山口 潔

◎会長    ○副会長

---

## 5. 諮問書・答申書

---

### (1) 諮問書

28城企第34号  
平成28年10月24日  
(2016年)

城陽市都市計画審議会会長 様

城陽市長 奥田 敏晴

第4次城陽市基本構想素案について（諮問）

城陽市総合計画策定条例第4条の規定に基づき、第4次城陽市基本構想素案について諮問いたします。

(2) 答申書

28城都審第14号  
平成28年12月9日  
(2016年)

城陽市長 奥田 敏晴 様

城陽市都市計画審議会  
会長 中川 一

第4次城陽市基本構想素案について（答申）

平成28年10月24日付け28城企第34号で諮問を受けた第4次城陽市基本構想素案について、慎重に審議した結果、一部修正することが適当であり、別添内容のとおり修正されたい。

なお、この間の審議会において、基本構想の実現に向けての意見が多く出されており、着実な実現に努められたい。

ページ	項目	素案内容	修正内容
基本構想	1	I. 城陽市の将来像	第4次総合計画・将来像（案）
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「つむぐ むすぶ つながる 未来へ城陽」</li> <li>・「誰もが輝き、にぎわいが生まれるまち・城陽」</li> <li>・「歴史と未来を結び、人を育てるまち・城陽」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「歴史と未来を結び、人を育てるまち・城陽」</li> </ul> <p>※上記の将来像（案）を軸として、諸意見（単語の接続の検討、「緑」の追記等）を踏まえ決定されたい。</p>
基本構想	2	II. まちづくりの目標 2. まちづくりに向けた基本姿勢 (2) 健全経営で市民から信頼されるまち（行政経営）	<p>少子高齢化の進行や多様化する市民ニーズに的確に対応するため、限りある資源（人的資源、物的資源、財源等）を最大限に活用し、最小の経費で最大の効果が得られるよう行政改革に取り組むとともに、笑顔で規律ある市役所づくりに努め、市民から信頼されるまちをめざします。</p>
		<p>少子高齢化の進行や多様化する市民ニーズに的確に対応するため、限りある資源（人的資源、物的資源、財源等）を最大限に活用するとともに、施策相互の関連性を考慮し、最小の経費で最大の効果が得られるよう行政改革に取り組みます。また、笑顔で規律ある市役所づくりに努め、市民から信頼されるまちをめざします。</p>	
基本計画	16	第1章第7節 農業の生産振興・基盤強化を推進する 1. 現状と課題  2. めざすまちの姿  4. 施策の展開 ①農業生産の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の生産作物には、梅、茶、イチジクや湧水花きなどの誇れる特産物があり、特産物以外にも多品目の作物が生産されています。</li> <li>・城陽の特産品である、梅、茶、イチジク、湧水花きの生産振興を図り農業経営の安定を図ります。</li> </ul> <p>都市近郊農業の利点を最大限に生かした城陽の農業づくりを進めるため、J A、土地改良区および農家組合などの関係機関と連携を強化します。</p> <p>また、城陽市の特産である梅、高級てん茶、イチジク、湧水花き並びに京野菜等の生産振興を進め、農業経営の安定を図ります。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の生産作物には、梅、茶、イチジク、カンショや湧水花きなどの誇れる特産物があり、特産物以外にも多品目の作物が生産されています。</li> <li>・城陽の特産品である、梅、茶、イチジク、カンショ、湧水花きの生産振興を図り農業経営の安定を図ります。</li> </ul> <p>都市近郊農業の利点を最大限に生かした城陽の農業づくりを進めるため、J A、土地改良区および農家組合などの関係機関と連携を強化します。</p> <p>また、城陽市の特産である梅、高級てん茶、イチジク、カンショ、湧水花き並びに京野菜等の生産振興を進め、農業経営の安定を図ります。</p>	

ページ	項目	素案内容	修正内容
基本計画	48 第3章第2節 教育環境を充実し、健全な青少年を育成する 4. 施策の展開 ⑤豊かな体験活動の推進	青少年の社会性や自主性を育むため、スポーツ活動や文化活動などへの支援を行います。また、青少年の健全育成に対する理解を深めるため、講演会や研修会の開催など教育や学習環境の充実に努めます。	青少年の社会性や自主性を育むため、スポーツ活動や文化活動などへの支援を行います。また、青少年の健全育成に対する理解を深めるため、講演会や研修会の開催など教育や学習環境の充実に努めます。 <u>さらに、城陽の歴史や文化を学ぶ機会を創出することにより、地域への理解と愛着を深め、創造力豊かな青少年を育成します。</u>
基本計画	62 第4章第2節 みどり豊かなまちを実現する <用語解説>	(記載なし)	・水と緑のネットワーク <u>森林、公園、緑地、小中学校などの緑の多い場所を、街路樹や河川沿い、民有地などの緑で結び、生物多様性に配慮したネットワークの創出をめざすもの。</u>
基本計画	66 第4章第4節 安全で快適な道づくりを推進する 4. 施策の展開 ①幹線道路の整備	交流人口の増加も見据え、円滑で快適な交通網の確立のため、都市計画道路西城陽線、青谷線の整備に取り組むとともに、 <u>南城陽バイパスの整備</u> 、新名神高速道路の整備、国道24号寺田拡幅の早期完成、国道307号奈島区間整備、(仮称)宇治木津線の早期建設について関係機関に要望します。 また、都市計画道路の整備とあわせた近鉄連続立体交差化事業を関係機関に要望していきます。	交流人口の増加も見据え、円滑で快適な交通網の確立のため、都市計画道路西城陽線、青谷線の整備に取り組むとともに、 <u>府道上狛城陽線に接続する新設バイパスの整備</u> 、新名神高速道路の整備、国道24号寺田拡幅の早期完成、国道307号奈島区間整備、(仮称)宇治木津線の早期建設について関係機関に要望します。 また、都市計画道路の整備とあわせた近鉄連続立体交差化事業を関係機関に要望していきます。
基本計画	95 第6章第3節 戦略的に行政経営を推進する 4. 施策の展開 ①総合的で計画的な行政運営の推進	総合的かつ計画的な行政運営を推進するとともに、社会情勢や地域課題の変化に柔軟に対応するため、定期的にその方向性を見直しながら、市民と行政の協働による計画的なまちづくりを推進します。	<u>長期的展望や施策相互の関連性を考慮し</u> 、総合的かつ計画的な行政運営を推進するとともに、社会情勢や地域課題の変化に柔軟に対応するため、定期的にその方向性を見直しながら、市民と行政の協働による計画的なまちづくりを推進します。

## 6. 城陽市総合計画策定条例

平成27年3月31日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、まちづくりの基本的な指針である総合計画の策定等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 本市の将来像及びその具体化のための施策の大綱を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想の理念に基づき、基本施策の方向と体系を示すものをいう。
- (4) 実施計画 施策を実現するための個別の事業を示すものをいう。
- (5) 市民等 市内に住所を有する者及び市内で働き又は学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。

(総合計画の策定)

第3条 市は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(手続)

第4条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、次に掲げる手続を行わなければならない。

- (1) 市民等からの意見の聴取
- (2) 城陽市都市計画審議会条例（昭和39年城陽市条例第16号）第1条の規定により設置された城陽市都市計画審議会への諮問

(議会の議決)

第5条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、前条に規定する手続を経た上で、議会の議決を経なければならない。

(基本計画及び実施計画の策定)

第6条 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(公表)

第7条 市長は、基本構想を策定し、又は変更したときは、その内容を公表する。

(総合計画との整合性の確保)

第8条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するときは、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年（2015年）4月1日から施行する。

## 第4次 城陽市総合計画

平成29年（2017年）7月

京都府城陽市 企画管理部 企画調整課 発行

〒610-0195 京都府城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

TEL : 0774-52-1111（代表）

URL : <http://www.city.joyo.kyoto.jp/>





城陽市



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用